

# 別紙1

市町村第981号の2  
平成14年11月8日

山県郡高富町西深瀬208番地1  
寺町知正様

岐阜県地域県民部市町村課長

## 個人情報の訂正の請求について

平成14年10月16日付けで個人情報の訂正の請求がありましたが、当該請求に係る個人情報の訂正については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40にその手続が定められています。

したがって、岐阜県個人情報保護条例（平成10年条例第21号。以下「条例」という。）第27条第5項の規定により条例第20条から第24条までの規定は適用されず、当該訂正の請求は、条例に基づく請求とは認められません。



## 別紙2

市町村第1427号の2

### 決 定 書

山県郡高富町西深瀬208番地1  
異議申立人 寺町 知正

異議申立人が平成15年1月8日付けで提起した、個人情報の訂正（異議申立人の本人確認情報の削除）の請求に対する岐阜県知事の不作為又は平成14年11月8日付け市町村第981号の2（以下「本件通知」という。）に係る異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）について、次のとおり決定する。

### 主 文

本件異議申立てを却下する。

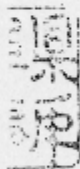
### 理 由

- 1 本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成14年10月16日付けで行った個人情報の訂正（異議申立人の本人確認情報の削除）の請求（以下「本件当初請求」という。）に対して、本件通知がなされたところ、本件通知は岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）の解釈を誤ってなされたものであり、本件通知を取り消し、又は条例第22条に定める訂正請求に対する決定等の手続を行うよう求めるものである。
- 2 本件異議申立ての適法性について判断するに、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行審法」という。）にいう「処分」とは、行政庁が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。  
また、行審法にいう「不作為」とは、行審法第2条第2項によれば「行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないこと」とされている。すなわち「不作為」が成立するには、「法令に基づく申請」があることを前提とする。
- 3 異議申立人が主張する「不作為」について検討するに、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第30条の40の規定は、本人確認情報の訂正の申出ができることを規定しているのではなく、本人確認情報の訂正等の申出があった場合は、調査を行って、書面で通知するという「自己の本人確認情報の訂正」に関する手続を規定しており、条例第27条第5項に規定する「個人情報の訂正の手続」に該当する。  
したがって、本件当初請求については、条例第27条第5項が適用され、住基法第30条の40に規定する手続によって処理されなければならない。よって、異議申立人には条例第20条に基づく個人情報の訂正を請求する権利は認められていない。本件当初請求が「法令に基づく申請」と認めることができないことから、行審法第2条第2項にいう「不作為」には当たらない。  
なお、異議申立人による住基法第30条の40の申出に対しては、既に平成14年10月24日付け市町村第793号の2によりその結果を通知している。

- 4 また、本件通知は、上記3の条例の解釈を単に通知したものであるが、仮にこれを「申請に対する行政庁の拒否の行為」と考えるにしても、一般に、申請に対する行政庁の拒否行為は、申請人が申請権を有している場合には、手続的な権利を侵害し、又は申請に係る処分を得る可能性を奪うことにおいて申請人の法律上の利益に影響を及ぼすものとして処分に当たるが、申請人が法令による申請権を有しない場合には、申請人の法律上の利益になんら影響を与えるものではないから、処分には当たらず、行政不服申立ての対象とはならない。そして、本件当初請求について、異議申立人には条例第20条に基づく個人情報の訂正を請求する権利は認められていないから、本件通知は異議申立人の法律上の利益になんら影響を与えるものではなく、異議申立ての対象となる「処分」とすることは是認できない。
- 5 以上のとおり、本件異議申立ては、異議申立ての対象とすることができない事項についてされたものであり、不適法と認められる。  
よって、主文のとおり決定する。

平成15年3月5日

岐阜県知事 梶原



## 別紙3

### (訂正請求)

第二十条 第十八条第一項の規定により開示を受けた自己の個人情報について事実と誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第十三条第二項本文の規定は、訂正請求について準用する。

### (訂正請求の方法)

第二十一条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を提出しなければならない。

一 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 訂正請求をしようとする者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所

三 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

四 訂正を求める内容

五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証するものを提出し、又は提示しなければならない。

3 第十六条第二項及び第三項の規定は、訂正請求について準用する。

一部改正〔平成一二年条例一三号・一三年四〇号〕

### (訂正請求に対する決定等)

第二十二条 実施機関は、訂正請求書の提出があったときは、必要な調査を行い、当該訂正請求書が提出された日から起算して三十日以内に、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をしようとするかどうかの決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第三項において準用する第十六条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を訂正請求書を提出した者に通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしない旨の決定(個人情報の一部を訂正しない旨の決定を含む。)をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。

4 第十七条第四項及び第五項の規定は、訂正決定等について準用する。この場合において、第十七条第五項中「四十五日以内」とあるのは「六十日以内」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成一三年条例四〇号〕

### (訂正の実施)

第二十三条 実施機関は、前条第一項の規定により個人情報の全部又は一部の訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該決定に係る個人情報の訂正をしなければならない。

### (不服申立てがあった場合の手続)

第二十四条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、岐阜県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。第三項において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、第三者が当該個人情報の開示について反対の意思を表示している場合を除く。

三 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を訂正することとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人

二 開示請求書提出者(開示請求書提出者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対の意思を表示した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

3 第十七条第七項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

4 諮問庁は、第一項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

一部改正〔平成一三年条例四〇号〕

第五節 他の法令との調整等

(他の法令との調整等)

第二十七条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- 一 統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報
  - 二 統計法第八条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査（県が行うものを除く。）によって集められた個人情報
  - 三 統計報告調整法（昭和二十七年法律第四十八号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第四条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報
  - 四 岐阜県統計調査条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十八号）第二条に規定する統計調査によって集められた個人情報
- 2 この章の規定は、県の図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。
  - 3 第十三条から第十九条まで及び第二十四条の規定は、法令又は他の条例の規定に基づき、何人にも自己の個人情報が記録されている公文書が第十八条第二項に規定する方法と同一の方法で開示（当該法令又は他の条例に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を同項の開覧とみなす。）することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）における当該個人情報の開示については、適用しない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
  - 4 前項の場合において、法令又は他の条例の規定により開示を受けた公文書に記録されている個人情報について、当該法令又は他の条例に訂正の手続の定めがないときは、当該個人情報は、第二十條第一項の規定の適用については、第十八条第一項の規定により開示を受けた個人情報とみなす。
  - 5 第二十條から第二十四条までの規定は、法令又は他の条例の規定により、個人情報の訂正の手続が定められている場合における当該個人情報の訂正については、適用しない。

一部改正〔平成一二年条例五五号・一三年四〇号〕

これは正本である。

平成17年2月23日

岐阜地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 山田昌彦

